

## NPO 法人ふまねっと「会員規約」

### 第1条 目的

1. この会員規約（以下「本規約」という）は、NPO 法人ふまねっと（以下「当法人」と省略）の正会員、および賛助会員が当法人の運営および事業に対し有する権利と責務について定めるものである。
2. 本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、基本的な諸規則及び使用する単語の定義については、定款の定める通りとする。
3. 入会と同時に本規約遵守を義務づけする。

### 第2条 会員の種別

1. 正会員とは、当法人の活動理念に賛同し、積極的に運営及び事業活動に参加するために入会した個人および団体であり、総会にて平等な表決権を持つ。
2. 賛助会員とは、当法人の活動理念に賛同し、事業を援助するために入会した個人および法人、または団体をいう。

### 第3条 入会

1. 会員として入会の申込をするものは、理事長が別に定める入会申込書により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出し、別表で定める入会金及び年会費を納入することとする。

### 第4条 入会申込の拒絶

1. 当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。
  - (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
  - (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
  - (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
  - (4) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

### 第5条 年会費

1. 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
2. 正会員および賛助会員は、原則として、毎事業年度の年会費を3月31日までに、当法人の定める方法により納入しなければならない。

3. 年会費の金額は、当法人の事業計画や予算に従って理事会により決定変更される。
4. 年会費の金額は、別表に定める。

### 第6条 会員資格の有効期間

1. 会員の資格の有効期間は、入会した年度または年会費を納付した年度の3月31日までとする。
2. 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、入会を承認した日とする。

### 第7条 会員情報の変更

1. 会員は、入会申込書で提出した氏名または連絡先等に関する事項に変更が生じたときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。
2. 前項の通知の不在によって、会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

### 第8条 個人情報の取扱い

1. 会員の個人情報（住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等）は個人情報の保護に関する法律に沿って全会員がその取扱いには十分注意し、本人の同意がなく目的以外では使用しない。
2. ふまねっとの指導資格を所有する会員の氏名、居住市町村名、所有資格名、所属団体名は、指導資格の所有者の権利を確認、証明する目的で当法人のホームページ上に公開する。
3. 都合により前項の公開を控えたい会員は、当法人の定める手続きにより前項の情報を非公開にすることができる。
4. 前各号の個人情報の保護と公開が関連法令に従って行われる限り、会員はこれに異議をとらえないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

### 第9条 会員資格の喪失

1. 定款第9条に基づき、会員が次の各号に該当するに至ったときはその資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 除名されたとき。

### 第10条 退会

1. 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、

任意に退会することができる。

#### 第 11 条 除名

1. 定款第 11 条に基づき、会員が次のいずれかに該当する場合は除名する。
  - (1) 法人の定款および本規約に違反したとき。
  - (2) 第 15 条に違反する行為をしたとき。

#### 第 12 条 抛出金品の不返還

1. 既に納入した年会費、寄付金、各種行事の受講料、その他の抛出金品はいかなる理由があってもこれを返還しない。

#### 第 13 条 会員資格有効期間終了に伴う措置

1. 会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の納入を確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、会員の権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合はすみやかに精算することとする。

#### 第 14 条 正会員の特典

1. 正会員は、次の各号の特典を受けることができる。
  - (1) 当法人の機関紙の無料または低額での受け取り
  - (2) 「ふまねっと」に関する知的財産（特許、商標）を用いた講習会や研修会への参加
  - (3) 「ふまねっと」に関する講習会や研修会情報の優先的な入手

#### 第 15 条 禁止事項

1. 会員は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) 他の会員、第三者、もしくは当法人の商標権、著作権、財産、秘密を侵害する行為。
  - (2) 他の会員、第三者、もしくは当法人を誹謗中傷する情報を流す行為。
  - (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為。
  - (4) 当法人の運営、活動を妨害し、または目的に反する行為及び信用を毀損する行為。

#### 第 16 条 免責

1. 当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとする。
2. 当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

#### 第 17 条 損害賠償

1. 会員が当法人の定款および本規約に反する行為、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を賠償しなければならない。
2. 会員資格を喪失した後も、前項の規定は継続されるものとする。

#### 第 18 条 残存条項

1. 退会した場合または会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第 8 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、および本条の規定は有効に存続するものとする。

#### 第 19 条 会員規約の改正

1. 当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更し、または追加が必要と判断される事項を順次追加することができる。

付則 この規約は、2019 年 5 月 1 日より施行する。

#### 別表 1 入会金及び年会費

入会金	1,000 円
年会費	
(2019 年度)	
(1) 正会員	2,000 円
(2) 賛助会員 一口	3,000 円
(3) 賛助団体 一口	10,000 円
(2020 年度)	
(1) 正会員	<u>3,000 円</u>
(2) 賛助会員 一口	3,000 円
(3) 賛助団体 一口	10,000 円